**申請書及び添付書類**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請書及び添付書類 | 根拠規定 | 様式 | 備考 |
| 指定申請書 | 規則第２７条第１項 | 様式１ |  |
| 法人の登記事項証明書及び定款 | 規則第２７条第２項第１号 |  |  |
| 事業年度の前年度における財産目録及び貸借対照表 | 規則第２７条第２項第２号 |  |  |
| 申請に係る意思の決定を証する書類 | 規則第２７条第２項第３号 |  |  |
| 支援業務実施計画書「組織及び運営に関する事項」「支援業務の概要に関する事項」 | 規則第２７条第２項第４号 |  |  |
| 役員の氏名及び略歴を記載した書類 | 規則第２７条第２項第５号 |  |  |
| 現に行っている業務の概要を記載した書類 | 規則第２７条第２項第６号 |  |  |
| 法人の役員等が基準に規定する欠格要件に該当しないことを誓約する書面 | 規則第２７条第２項第７号 | 様式２ |  |
| 県並びに活動対象市町村の行っている諸施策に反しない旨を誓約する書面 | 規則第２７条第２項第７号 | 様式３ |  |
| 家賃債務保証業者登録規程（平成２９年国土交通省告示第８９８号）の登録を受けた家賃債務保証業者であることを証する書面 | 規則第２７条第２項第７号 |  | 家賃債務の保証において、自らが行う場合、または事業者と連携することが定まっている場合。 |
| その他、知事が申請の内容に応じて必要と認める書類 | 規則第２７条第２項第７号 |  |  |

規則　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

様式第１号

　　年　　月　　日

愛知県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

法人の住所

法人の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書

　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号）第４０条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　法人の名称

２　代表者氏名

３　主たる事務所の所在地

４　実施する支援業務

５　支援業務を行おうとする事務所の所在地

６　支援業務を開始しようとする年月日

７　支援業務を行おうとする区域

様式第２号

　　年　　月　　日

愛知県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

法人の住所（主たる事務所の住所地）

法人の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

誓　約　書

私は、別紙に記載する者が以下の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、住宅確保要配慮者居住支援法人指定の取消しとなっても、異議は一切申し立てません。

記

一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７　号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（ 以下「暴力団員等」という。）

二　暴対法第２条第２号に規定する暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている場合。

三　暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している場合。

四　暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合。

五　前各号いずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている場合。

六　精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

七　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

八　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者。

九　債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第二十一条第一項（同法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（ 明治４０年法律第４５号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第

６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者。

十　法第５０条第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者。（当該取消しの日前３０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しない者を含む。）

十一　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が上記各項目に該当する場合。

（誓約書別紙）

登録申請者（法人）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (ふりがな) | 生年月日 | 性別 | 住所 |
| 代表者氏名 |
|  |  |  |  |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (ふりがな) | 生年月日 | 性別 | 住所 |
| 役員氏名 |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |

様式第３号

　　年　　月　　日

愛知県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

法人の住所（主たる事務所の住所地）

法人の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

誓　約　書

私は、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の申請にあたり、県及び活動対象市町村が行っている諸施策に反することを行わないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、住宅確保要配慮者居住支援法人指定の取消しとなっても、異議は一切申し立てません。